

大学院への飛び入学に関する自己点検・評価について

学校教育法施行規則

第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

※ 学校教育法第百二条第二項－大学院への飛び入学

本学は、1990 年から修士課程に入学する志願者のために飛び入学制度を設けている。この制度により、大学に 3 年以上在学し、大学院が定める所定の単位を修得した者については、大学院への入学資格を認めることができる。飛び入学した学生は、学士課程を退学して進学することになるが、大学評価・学位授与機構に学位授与申請を行い、審査に合格した場合、学士の学位を取得することができる。

飛び入学を志願する者は、次のような条件に該当することが必要である。

- ① 本学に 2 年間に在学した時点において GPT が 3.00 以上であり、かつ、原則として 90 単位以上を修得していること。
- ② 本学大学院入学までに、原則として系が定める専門科目群の必修科目（学士特定課題研究を除く。）及び選択必修科目の卒業に必要な要件を満たし、専門科目群の中から 60 単位以上及び卒業に必要な教養科目群の必修単位（文系教養科目 13 単位、英語科目 9 単位、第二外国語科目 4 単位及び理工系教養科目 14 単位）の単位を修得見込であること。

【観点 1 飛び入学制度の要件を定めているか。また、その要件を公表しているか。】

飛び入学の要件を、「東京工業大学大学院学則」（以下、「学則」）「東京工業大学大学院学則第 11 条第 9 号及び第 10 号の取扱いについて」（以下、「取扱い」）において、定めている。

上記の要件については、学生に配布する「学修案内（学士課程）」に掲載し、HP 上でも公表している。

資料 1 東京工業大学大学院学則

http://www.somuka.titech.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/x385RG00000271.html

資料 2 東京工業大学大学院学則第 11 条第 9 号及び第 10 号の取扱いについて

http://www.somuka.titech.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/x385RG00000281.html

資料 3 学修案内（学士課程）

<https://www.titech.ac.jp/student/students/life/resources>

【観点2 飛び入学制度が、アドミッションポリシーに照らして適切に運用・利用されているか。】

毎年度、学則及び取扱いに基づき、飛び入学制度をアドミッションポリシーに照らして適切に実施している。

2007 年度から 2011 年度入学者 5,614 人のうち、3 人の学生が飛び入学制度を利用して大学院修士課程に進学している。一方で、早期卒業制度を利用し修士課程に進学している者は同期間において 57 人である。修士出願の時点では、飛び入学をするか早期卒業をするかはわからないため、結果的に大学卒業資格を得られる早期卒業を選択するケースが多い。

【観点3 飛び入学制度を利用した学生について、大学院入学後の教育に成果が上がっているか】

上記 3 人の入学者の修士課程在籍時の成績の平均点は、100 点満点で 91.2 点と高く、留学したため在学延長をしている 1 人を除いて、標準修業年限で修了している。就職先などから判断すると、優秀な学生であると判断でき、教育成果が十分に上がっている。

【観点4 飛び入学制度の継続の必要性や改善点等について検討を行っているか。】

早期卒業制度が開始された 2001 年度からは、早期卒業者が飛び入学者より多くなっている。修士課程への出願に際しては、飛び入学制度は事前の出願資格審査が必要なこと、口述試験の資格がないことなど、早期卒業制度よりメリットが少ないことが原因と考えられる。しかしながら、飛び入学制度においては、学士課程卒業要件である 124 単位以上の取得を必要としないため、優れた資質をもつ学生が早期に本学の高度な大学院教育を受けられるという利点がある。飛び入学制度と早期卒業制度をあわせて、例年一定数の学生が早期に大学院進学をしており、適切に制度が利用されているため、制度を継続する必要があると考えられる。

入学年	2018 年 4 月・ 2017 年 9 月	2019 年 4 月・ 2018 年 9 月	2020 年 4 月・ 2019 年 9 月	2021 年 4 月・ 2020 年 9 月	2022 年 4 月・ 2021 年 9 月
飛び入学 合格者数	2	1	0	1	1